

「多元性」と「統合」のはざみ

—現代アメリカにおける英語公用語化論争—

片桐 康宏

We must have but one flag. We must also have but one

language. That must be the language of the Declaration of

Independence, of [President George] Washington's Farewell

address, of [President Abraham] Lincoln's Gettysburg speech

and second inaugural.

—元第一・六代共和党大統領セオドア・ローズベルト、

一九一七年^{〔1〕}

English has to be our common language. Otherwise we're not going to have a civilization.

—連邦議会(共和党下院議長)ハーモン・ギングリッ奇、

一九九五年^{〔2〕}

I. 「ナン・ネーション、ワン・ランゲージー」 ("One Nation, One Language?") —問題の所在

その歴史の第三世紀^{〔3〕}に入り、新しかる一一世紀を前にした今日のアメリカ合衆国は、外交、内政の両面において、一つの大きな転換点、試練に立たされていると言えよう。外においては、ヴェトナム戦争における苦い経験や国内経済の停滞などを要因として、アメリカはそれまでの海外におけるオーバー・コントラクメントを徐々に縮小しつつあったが、近年における冷戦の終焉は、国際政治状況における米・ソのいわゆる「二極化」の構図を払拭し、「多極化」という新たな構図をもたらすこととなつた。この新たな現実の中において、冷戦時代の「霸權国」としてではなくむしろ「大国の一つ」として、いかにして対外関係を処理していくかという課題が、今日のアメリカに重くのしかかっている。

こうした外における「多極化」と並んで、同時に国内においてもアメリカは「多元化」に直面している。もともとアメリカ社会は元来、先住民であるところのインディアンと由[口]の意志に反して強制的に移住させられた黒人奴隸とその子孫を大きな例外として、人為的に「アメリカ人」となった移住者により形作られた社会としての、多元的社会に他ならない。しかしながら同時に、その社会の中心にはアングロ・アメリカ的な価値観なり規範なりが、厳然とした形で存在し続けてきたこともまた事実である。⁽³⁾

一九九〇年代の初頭以降、アメリカ社会はいわゆる「文化的多元主義」("multiculturalism")の中で翻弄されていると言われるが、そこでの主張はただ単に元来的、本来的なアメリカ社会の多元性を再主張しているのではなく、むしろその中に「現実としての」多元的社會と、アングロ・アメリカ文明の視点から観た「あるべき姿としての」多元的社會——それは換言すれば「許容範囲、制限付の」多元的社會となることになる——との間の相克の存在を認識しなくてはならない。こうした文化的多元主義の主張と重なる形で、特に大学をはじめとした高等教育機関において、いわゆる「政治的公正さ」("political correctness")を要求する声も高まりを見せ、このよう複合的な社会の動きが、今日のアメリカ社会が抱える「内戦」であるところの「文化戦争」("culture wars")という言葉を生み出す結果ともなった。この「文化戦争」におけるアクターの一方を、文化的多元主義や政治的公正さを求める主張であるならば、そのもう一方のアクターは、「シンボリック」な意味をおおいに含んだところのいわゆる「アメリカの原型」や「アメリカのアイデンティティ」の建て直しをはかるうとする、文化的保守主義の台頭である。

本稿では、アメリカ人としてではないが、アメリカを研究する一学徒としての筆者が、この「アメリカとはなにか」との問い合わせへの答えを模索する作業を続ける中で、今日のアメリカ社会に観察されるところのいわゆる英語公用語化運動を一つの素材として取りあげるものである。アメリカにおいて言語や言語政策——さらに具体的には「英語習得」——の問題が、社会的、政治的争点として意識され

だしたのは、この四半世紀あまりのことであり、この時期、すなわち一九七〇年代の初頭から今日に至るまでの期間は、アメリカが大量の合法移民、不法移民の流入に直面し続けている時期である。

アメリカが受け入れてきた合法移民の総数は、一九六一年から一九七〇年までの一〇年間に三三三万二、〇〇〇人、一九七一年から一九八〇年までの一〇年間には四四九万三、〇〇〇人と推移してきたが、それが一九八一年から一九九〇年までの一〇年間には七三三万八、〇〇〇人へと膨れあがっている。また、近年の合法移民、および統計では測り知ることの出来ない膨大な数の不法移民の多くは、ヒスパニック系およびアジア系の移民である。たとえば、数字で測り知ることの出来る合法移民数で述べるならば、メキシコ、その他の中南米諸国、中国および台湾、そして日本を除く他のアジア諸国からの合計移民数が移民総数に占める割合は、一九六一年から一九七〇年までの一〇年間において五一パーセントであったものが、次の

一九七一年から一九八〇年までの一〇年間には七四パーセントへと増大し、一九八一年から一九九〇年までの一〇年間では、ちょうど移民総数の四分の三にある七五パーセントへと推移している。⁽⁵⁾ 学者や専門家により意見のわかれどころはあるが、ヒスパニック系やアジア系の移民がこれまでの移民と異なる点は、彼らが新天地に着いた後も、数世代前の移民との比較において、母国文化、伝統、そして言語に対する誇りと執着を保ち続ける傾向にあるとされるところにある。⁽⁶⁾ こうした新しい型の、しかも大量な移民の流入に直面したアメリカで、一九八〇年初頭以来「国家、国民統合の象徴」としての英語の持つ役割なり価値に関する議論が展開されてきているが、一九九〇年代に入るとその議論が、あたかも一九一〇年

代から一九二〇年代なかばにかけての排外主義的ムードを反映するかのような加熱ぶりも見受けられるようになつた。

本稿は、いわばこうした議論の中心にある英語公用語化運動を検討し、苦惱する多民族大国アメリカが見せる一側面を理解しようと試みるものである。また、我々日本人にとって比較的馴染みの深いカリフォルニア州のごとく、英語を州の公用語と定める一方において、その下部政治組織の各地方自治体においてバイリンガル（二言語）教育が行われている現状を一見する時に、この両者の間に存在するところの矛盾に当惑させられる。このあたりの事情も、英語公用語化運動推進派の主張や実際の公用語化運動の動きを検討することにより、明らかにしたいと願うところである。本稿ではまず、アメリカにおける教育および政治分野におけるバイリンガル政策に関する史的概観を行った後、英語公用語化運動推進団体による活動とその主張を検討する。それを踏まえたうえで、次に連邦および各州政府レベルにおける実際の英語公用語化への動きを追い、最後にこの公用語化運動を今日のアメリカにおけるいわば「シンボリズム」をめぐる政治の文脈の中で捉えるとともに、運動をめぐる論争が提起するところの諸問題に関する若干の言及を行いたい。

II. アメリカにおけるバイリンガル政策の概観

「公用語」として、合衆国憲法により定められている、との事実とは違った回答をしているが、この世論調査の結果は、アメリカ人の多くが英語を「非公式な公用語」として、現実の日常生活において広く認めていることを示すものである⁽²⁾。その一方においてもちろんのこと、アメリカ史を通じたいつの時代にあっても、英語を母国語としない移民が英語を習得していく過程は、決して容易なものではなかつたであろうし、また彼らのすべてがそれに成功をおさめたわけではない。しかしながら過去において、移民による英語習得の問題は、一九一〇年代から一九二〇年代のなかばにかけての一時期を例外として、今日のような議論の激しさを伴つた社会的、政治的争点となることはなかつたのである。

アメリカにおけるバイリンガル教育の歴史は、なにも一九六〇年代から始まつたものではなく、ドイツ系移民の大量流入を契機として、すでに一九世紀前半から行われていた。一八三〇年以後の六〇年間に渡り、約五〇〇万人にもおよぶドイツ系移民が、新天地アメリカへ渡つてきたが、彼らはアイルランド系移民と並ぶ二大移民集団の一つとなり、その多くがアメリカの中西部へと定住していった。ドイツ系移民が集中するこうした中西部の田舎町では、多くの公立学校においてドイツ語のみによる教育が長い間続けられ、このようなドイツ語のみによる公共教育は、ウィスコンシンをはじめとし、ペンシルベニア、オハイオ、ミズーリ、ミネソタの各州、およびダコタ準州において広く行われていた。一方、中西部の都市部においては、移民の母国語のみによる公共教育制度は広まらなかつたものの、いくつかの都市においては今日で言うところのバイリンガル教育がすでに取り入れられている。たとえば、オハイオ州シンシナティー

の公立学校では、英語とドイツ語によるバイリンガル教育が普及し、このプログラムは一八四〇年から第一次世界大戦が勃発するまで続けられた⁽³⁾。しかしこうした初期のバイリンガル教育は、それぞれの自治体レベルで管理、運営されており、この分野に連邦政府が干渉、介入することはなかつたのである。

一九世紀の終わりから二十世紀の初めにかけて、いわゆる「新市民」と呼ばれるラテン系、スラブ系の人々が、南欧および東欧諸国から大量にアメリカへ流入するようになる。姿勢、宗教、そして言語がこれまでの移民とは全く違う人々の流入に直面したアメリカでは、標準英語の使用を促進しようとする動きが、州、自治体レベルにおいて現われるようになる。この時期、英語の習得こそ「善きアメリカ市民」("Good American Citizens")となる早道とされたのである⁽⁴⁾。第一次世界大戦によるアメリカ国内の反ドイツ感情の高まりや、大戦直後におけるアメリカの外交政策が、伝統的な孤立主義へと回帰していくことなどの影響により、一九二〇年頃までには外国语の使用を禁止、もしくは制限して、英語の使用を促進する言語的統合運動がさまざまな州、自治体レベルで展開されるようになつた⁽⁵⁾。こうした状況の中で連邦議会は、一九一四年に排外主義的移民法とも呼べる「一九一四年移民法」(Immigration Act of 1924、別名「国別割り当て移民法」)を制定したものの、この連邦政府レベルにおいては、英語を公用語化したり、外国語の使用を禁止、制限する動きは見られなかつたのである。たとえば連邦最高裁判所は、一九一三年の「メイヤー対ネブラスカ州判決」(Mayer v. Nebraska)、同年の「バーテルズ対アイオワ州判決」(Bartels v. Iowa)、および一九二七年の「ファーリントン対トクシゲ判決」(Farrington v. Tokushige)にお

いて、公立学校における外国語での授業や外国語の教授に関して、その禁止もしくは制限を定めた各州法を合衆国憲法違反とする判断を示している。^[2]このように一九世紀後半まで続いた「言語的寛容さ」は、南欧、東欧からの移民の大量流入を契機として、若干の「不寛容さ」へと変質を遂げていったものの、英語の使用をめぐる議論が、今日のような社会的、政治的問題へと発展することはなかつたのである。

しかし、一九六〇年代に入ると、キューバからの政治亡命者の流入が始まつたフロリダ州を皮切りに、バイリンガル教育に対する関心が再燃する。一九六三年にマイアミのあるデード郡（Dade County）の公立小学校が、英語とスペイン語によるバイリンガル教育制度を採用したのに続き、同様のプログラムがテキサス、ニューメキシコ、アリゾナ、そしてカリフォルニアの各州へと広がつていつた。^[13]ただし、こうしたバイリンガル・プログラムもその規模は小さく、各地方自治体や学校区などがその管理や運営に関する主導権を握つていたが、一九六七年にバイリンガル教育設置に関する法案が連邦議会で審議されるに至り、こうした状況に変化が生じてくる。

バイリンガル教育が連邦政府レベルでの注目を集めようになつたのは、一九六七年一月一七日、テキサス州選出民主党連邦上院議員ラルフ・W・ヤーボロー（Ralph W. Yarborough）が、後に「バイリンガル教育法」（Bilingual Education Act）となる法案を連邦議会へ提出したことに始まる。^[14]この「バイリンガル教育法」は、翌一九六八年一月に成立し、「年間所得が二、〇〇〇ドル以下の家庭出身の、ごく限られた英語能力しか持たない生徒 ("children of limited English-speaking ability")」に対する、特別の教育的配慮を払うための計画立

案およびその施行のため」に、初年度には七五〇万ドルの連邦予算が計上された。^[15]しかし、法案審議中には表面に現われなかつた重要な争点が、法律を実際に施行していく中で、姿を現わすようになる。ヤーボロー議員をはじめとする、連邦議会における法案提出者、支持者の主たる意図は、ヒスパニック系移民の子供を効率的にアメリカ社会に同化させるための、あくまでも「過渡的なバイリンガル・プログラム」（transitional bilingual program）の設立にあつた。それに對して、この法律を実際に施行していく側やヒスパニック系公民権団体の主眼は、バイリンガル教育を通して、ヒスパニック系移民の文化、言語の維持を拡充する「永続的なバイリンガル・プログラム」（maintenance bilingual program）の設立に置かれていた。すなわち、前者は、ヒスパニック系移民の子供を「アメリカ社会へ同化」させ「英語習得を通じてアメリカ社会の本流へ統合」させることを促進するための効果的な方策として、バイリンガル教育を捉えたのに対し、後者は、バイリンガル教育を、マイノリティー・グループの文化化、言語、歴史教育を拡充し、各グループとしての権益を促進するための制度として捉えるようになる。こうして「過渡的なバイリンガル・プログラム」と「永続的なバイリンガル・プログラム」との対立が表面化した。^[16]

この「バイリンガル教育法」の制定から一九七四年にそれが改正されたまでの間、法律の実際の施行を任せられた各地方自治体の教育委員会、および連邦行政機関である保健・教育・福祉省（Department of Health, Education, and Welfare）これは後の一九七九年に教育省（Department of Education）と名称改正）内のバイリンガル教育局（Division of Bilingual Education）は、全般的に「永続的なバイ

「バイリンガル・プログラム」の施行に理解を示していた。これに対してもリチャード・M・ニクソン（Richard M. Nixon）共和党大統領をはじめとする行政官僚達の多くは、「過渡的なバイリンガル・プログラム」の支持者であり、ニクソン政権はバイリンガル教育に関する予算削減を望んだものの、その思惑とは逆に予算およびプロジェクト数の両面において、バイリンガル・プログラムは拡大の一途を辿ることとなる。初年度の予算七五〇万ドルが、一九七四年会計年度には八倍弱の五、八三〇万ドルへと膨れあがり、「バイリンガル教育法」に関連する二言語プロジェクト数も七六件から三八三件へ、さらにこれらプロジェクトの対象となる生徒数も二万六、二五一人から三三万九、五九五人へと激増した。また、ヤーボロー議員により提出されたこの法律は、元来ヒスパニック系移民を対象としたものであったが、一九七四年までには予算の約一〇パーセントが、一二三の非ヒスパニック系マイノリティ・グループに対する二言語教育のために、割り当てられるようになつた^[17]。

一九七四年に制定された「バイリンガル教育法改正法」（Bilingual Education Act of 1974）は、マサチューセッツ州選出民主党連邦上院議員エドワード・M・ケネディー（Edward M. Kennedy）とカリフォルニア州選出民主党連邦上院議員アラン・M・クランストン（Alan M. Cranston）により推進されたものであるが、その主な改正点は、生徒の出身家庭の年収に関する条項を取り払われたことと、バイリンガルと共にバイカルチャラル（bicultural）一文化教育を指導方針の中に取り入れるようになったことである。すなわち、移民の生徒に対してバイリンガル教育を施すと共に、同時にその生徒が属する民族の文化的、歴史的遺産を強調するような指導方針が採用されるようになり、これによりますます「永続的なバイリンガル・プログラム」への指向が強く打ち出されることとなつた^[18]。

このように、一九六〇年代の後半以降、バイリンガル教育は主として連邦立法府の働きかけにより促進されてきたが、連邦司法府、その中でも特に連邦最高裁が果たした役割も見逃すことは出来ず、特に重要なのは、一九七四年一月の最高裁判決「ロー対ニコルズ判決」（*Lau v. Nichols*）である。この裁判は、カリフォルニア州サンフランシスコの公立学校へ通う中国系移民の子供達を原告としたもので、当時サンフランシスコ統合学校区（San Francisco Unified School District）には、約一、八〇〇名の英語を解さない中国系生徒が在籍しており、その内の約一、〇〇〇名に対しては英語の補習授業を受ける機会が与えられていた。しかし、残る約一、八〇〇名には同様な機会が施されておらず、この教育機会の不平等さを理由として、生徒とその父兄がサンフランシスコ統合学校区の公職者を相手取り、集団訴訟を連邦裁判所に對して起こしていた。最終的にこの裁判は、連邦最高裁の場で審理されることとなり、一九七四年一月二一日に同最高裁のウィリアム・O・ダグラス（William O. Douglas）判事は、サンフランシスコ統合学校区の教育内容は、「連邦政府からの財政援助のもので行われる諸計画や活動における、人種、肌の色、出身国に基づく差別を禁止」したところの「一九六四年公民権法」（Civil Rights Act of 1964）に違反しているとの判断を示した。またダグラス判事は法廷意見書の中において、「カリフォルニア州教育法典」（California Education Code）を引用し、「基本的な英語運用能力を生徒個々人に授ける」といふこと、すべての公共教育制度の中核であるとの原則に理解を示しながらも、英語を理解しない移民の子供達に

対しては、なんらかの形での特別な教済措置がとられるべきであるとの意見を記している。⁽¹⁹⁾

「多元性」と「統合」のはざまで

この「ロー判決」の元来の主旨は、英語の補習授業を受ける機会を、サンフランシスコ統合学校区の中国系移民の生徒達に均等に与えるというものであったが、その後この判決はバイリンガル教育の促進、バイカルチャラル教育への取り組みに大きな拍車をかける結果となる。ジエラルド・R・フォード (Gerald R. Ford) 共和党大統領政権下の一九七五年八月一日、保健・教育・福祉省の教育局長であつたT・H・ベル (T. H. Bell) が、「ロー判決」の内容を受ける形で、バイリンガル教育に関する新たな政府ガイドラインを発表した。このガイドラインは非公式に「ロー教済策」(Law Remedies) と呼ばれ、その内容は、公立小学校において、限られた英語能力しか持たない生徒に対して、英語を第二外国語として教えると共に、英語のみで行われる授業を受講することが出来るような能力を備えるまでの間、その生徒の母国語を使って一般科目を教えるようにするものであった。⁽²⁰⁾

これまで概観してきたように、バイリンガル教育の分野に連邦政府が介入するようになつた一九六〇年代後半以降、その目的はさまでまな変遷を遂げてきている。移民の子供を効果的にアメリカ社会の本流へ同化させるための「過渡的なバイリンガル・プログラム」は、移民の文化、言語、歴史的遺産を保持するための「永続的なバイリンガル・プログラム」およびバイカルチャラル教育へと変化を遂げた。そして「ロー判決」の結果、条件付きではあるものの、一般科目については、バイリンガル教育から、英語を解さない生徒の母国語のみによる教育が行なわれれるようになったのである。

一九七〇年代のなかばにはまた、連邦政府によるバイリンガル政策の波が、教育の分野のみならず政治的分野にもおよぶこととなる。連邦議会は一九七五年に、それよりちょうど一〇年前に成立した「一九六五年投票権法」への修正条項を付け加えた (1975 Amendment to the Voting Rights Act of 1965)。この「一九六五年投票権法」の元来の目的は、長い間事実上、投票権を剥奪されていた南部黒人の選挙登録を促すことになり、この選挙登録を妨げていた「識字テスト」(Literacy tests) を廃止することであった。そして一九七五年の修正では、いわばの識字テストの定義が拡大解釈された形となつた。すなわち、英語のみで印刷された投票用紙、その他選挙に関する公的印刷物を識字テストと同一視することにより、この修正条項では「投票年齢に達した住民の5%以上が英語以外の言語を日常的に話し、かつ選挙登録者の割合が投票年齢に達した住民の50%を下回る選挙区において、英語とその他の言語で併記された投票用紙、およびその他の選挙に関する公的印刷物が使用され」さらには投票所において英語を解さない有権者を口頭で補佐する役目を担う、バイリンガル・アシスタントによるサービスを提供するよう定められたのである。「一九六五年投票権法」は、人種、肌の色により、投票権行使を拒まれてきたすべてのアメリカ人を救済するものであつたが、一九七五年修正の適用範囲は、ヒスピニック系アメリカ人、アジア系アメリカ人、アメリカ・インディアン、そしてアラスカ原住民の四つのマイノリティー・グループへ限られることとなつた。⁽²¹⁾

一九六八年の「バイリンガル教育法」と一九七四年の「ロー判決」は、英語を母国語としない移民の子供を、教育上の不利益から守る

こととなつたが、この一九七五年の「投票権法」への修正は、英語を母国語としない移民の成人を政治上の不利益—すなわち投票権行使上の不利益—から守ることとなり、一九九三年の時点において全米の六八の郡（county）における選挙区で、この「バイリンガル・パロット」（bilingual ballots）と呼ばれる制度が施行されている。⁽²²⁾

III. 英語公用語化運動推進団体の活動とその主張

アメリカ各地には、英語公用語化運動を推進するいくつかの市民、圧力団体が存在するが、それらを統轄し全国的規模で運動を進めている団体が、首都ワシントンに本部を持つ「U. S. イングリッシュ」（U.S. English）という名称の団体である。「U. S. イングリッシュ」は、元カリフォルニア州選出共和党連邦上院議員で意味論学者でもあつた故サミュエル・I・ハヤカワ（Samuel I. Hayakawa）と、ミシガン州の眼科医ジョン・H・タントン（John H. Tanton）により、一九八三年に設立された。一九九二年一月二七日の死去まで「U. S. イングリッシュ」の名誉会長を務めたハヤカワは、一九〇六年七月一八日にカナダのバンクーバーで生まれた。その後アメリカへ帰化をし、一九三五年にウイスコンシン大学で博士号を取得後、意味論学教授として大学で教育、研究職に就く。長い間民主党リベラル派を信奉していたハヤカワではあつたが、一九六八年にサンフランシスコ州立大学総長としてベトナム反戦運動を中心としたキャンパスにおける学生暴動の鎮圧にあたつた経験を通じて、その後共和党保守派への一八〇度の政治的転向をはかる。一九七六年にカリフォルニア州選出の連邦上院議員に初当選してワシントン入りを果

たすまでは、政治の世界における公職歴を持たない。上院議員としての一期六年を務めあげた後、政界からは身を退いて、その後は名誉会長として「U. S. イングリッシュ」での活動に専念していく。⁽²³⁾ 会長職の他に、「U. S. イングリッシュ」には諮問委員会も常設されており、この委員会委員の中には、著名な社会学者で『メルティング・ポットを越えて』（*Beyond the Melting Pot*, 1963）の共著者でもあるネーラン・グレーザー（Nathan Glazer）、共和党保守派に属し一九六四年の大統領選挙において同党の大統領候補となつた、元アリゾナ州選出連邦上院議員バリー・M・ゴーラードウォーター（Barry M. Goldwater）、そしてオーストリアからの移民としてアメリカに渡つて来た後に映画俳優そして実業家としての成功をおさめたアーノルド・シユワルツネッガー（Arnold Schwarzenegger）などを含む。⁽²⁴⁾ なお、団体としての「U. S. イングリッシュ」が、アメリカにおける文化的多元性に反対する組織ではないことを内外に示すために、諸問委員になるためにはバイリンガルであることが要求されている。会員数は一九八六年の末時点で約一〇万人だったのが、一九九〇年初めまでに約三五五万人へと脹らみ、一九九五年なればの時点における会員数は米全に約六二二万人である。⁽²⁵⁾

「U. S. イングリッシュ」の目的であるが、大きく分けて二つになる。一つは「英語を連邦および各州政府の正式な公用語（official language of government）と定めること」を目的とした、連邦および各州憲法への修正追加条項の制定を働きかけること」であり、もう一つは、「アメリカに住むすべての人々に英語習得の機会が与えられるよう、それを促進する」ことである。⁽²⁶⁾ この二つの目的に沿つて、組織的にも大きく二つに分かれている。前者の目的を扱うのが、

U.S. English, Inc. であり、これは非営利なロビイング活動を担当する組織である。そして後者の目的を図るのが、U.S. English Foundation, Inc. であり、こちらは非営利な教育財團である。⁽²⁸⁾ 後述する連邦および各州レベルにおける英語公用語化運動において、「U. S. イングリッシュ」はその大きな推進力となつており、次に「U. S. イングリッシュ」を中心とした英語公用語化運動推進派による主張を概観してみたい。

まず、英語を公用語として定める連邦ならびに各州憲法修正追加条項の適用範囲に関してであるが、一般的に英語公用語化運動推進派は、憲法修正の目的は英語を連邦政府ないしは各州政府の公用語とすることであつて、これにより外国語の教授や習得を妨げるものではなく、またバイリンガリズムの持つ価値を否定するものでもないことを強調する。さらには、家庭、地域社会、宗教的活動や商取り引きなどの分野における私的な外國語の使用に干渉する意図を持つものではないとし、英語を政府の公用語と定めるにしても、公共の公安、厚生サービスの分野（警察や救急病院など）での英語以外の言語の使用を禁止するものではなく、裁判所における通訳業務も今まで通り行われ、また連邦公務員による外交上の外國語の使用に干渉するものでもないとの主張をしている。⁽²⁹⁾

次に、アメリカ社会における英語の持つ役割に関して推進派はこれを、「国家・国民統合の手段、象徴」として捉えており、英語公用語化によってアメリカ社会から「言語による差別」を撲滅させる必要のあることを訴えている。英語以外の言語の使用を許している現在の連邦政府のさまざまな政策は、必然的に新移民が英語を学ばなくてはならないようないくつかが人種による差別をなくしていくように、英語を公用語化する憲法修正を、言語による差別や分離を排除する手段として捉えているのである。

バイリンガル教育に関しては上述したことく、一九七四年の「ローラ判決」において連邦最高裁は、限られた英語運用能力しか持たない生徒に対しては特別の教育的配慮を払うべきであるとはしたものの、アメリカのさまざまな地方自治体で現在行われているような、長期に渡りしかも生徒の母国語を基礎とした教育—すなわち「永続的なバイリンガル・プログラム」—の施行を命じたわけではなかつた。そのため英語公用語化運動推進派は、バイリンガル教育がその本来の目的である「過渡的なバイリンガル・プログラム」へ立ち返り、あくまでも英語習得を促進させるための一時的な道具として、効率的に運用されるべきであると主張している。⁽³⁰⁾ 同時にまた推進派は、一五〇にもおよぶ言語や方言が話されている今日のアメリカ社会にあって、公立学校において数十の言語が使用されている現状では、バイリンガル教育は経済的余裕のないアメリカにとって高くつきすぎるとの指摘もしている。⁽³¹⁾

さらに政治分野におけるバイリンガル投票用紙や選挙関連印刷物の使用に関してであるが、アメリカで投票権行使するには、市民権を取得する必要があり、この市民権を取得するには、居住（residence）要件、実住（physical presence）要件、および善良性（moral character）要件の他に、識字（英語能力）および教育要件を

満たしていなくてはならない。したがって、アメリカに帰化をした成人移民は、日常生活に支障のない程度の英語力をすでに備えているはずであり、一九七五年に追加された「一九六五年投票権法」への修正条項は移民法との矛盾を感じさせている、というのが英語公用語化運動推進派の見解である。⁽²³⁾ また、たとえ「選挙に関する公的印刷物が移民の母国語で印刷されているとしても、英語を解さない有権者達は必然的に候補者の公約や政策に関する情報収集の機会が限られてしまうために、じゅうぶんな判断が出来ない」ままに投票をすることとなり、従つて「移民による公正な政治参加を促すためにも、選挙における移民の母国語の使用はむしろ逆効果を生む」⁽²⁴⁾ となるというのも、公用語化運動推進派がバイリンガル投票用紙や選挙関連印刷物の使用に反対する根拠の一つとされている。

最後に、「U. S. イングリッシュ」をはじめとする英語公用語化運動推進派には、言語政策をめぐる議論が感情的論争へと転化されてしまう危険性を承知したことか、移民問題全般に関する見解を意図的に明らかにしない傾向が見受けられる。この問題に関する推進派の主張を代弁する声としては、連邦政府は新しくアメリカ人となる移民にその門戸を開くばかりで、その後は関知しないとの態度をとるべきではなく、こうした新移民達がアメリカの共通語であるところの英語を学ぶ機会を多く持てるべく努力すべきであり、そうでなければ、アメリカが提供するであろうさまざまな機会を結果として享受するとの出来なくなってしまう人々に対しても、連邦政府はただ単に門戸を開いているにすぎない」となる、とするものである。⁽²⁵⁾ しかしここで付言しておかなくてはならないことは、「U. S. Association」をはじめとした英語公用語化を推進する諸団体は

そのそれぞれの設立当初から、移民法改正による移民数の削減なり、場合によつては新移民の受け入れを全面的に凍結することを主張する、市民、圧力諸団体との密接な関係を保つてゐることも事実である。これはもちろん、英語公用語化運動に携わる人々が、排外主義的な「アンチ移民」のムードを代表する人々ばかりであることを示唆するものではないが、たとえば「U. S. イングリッシュ」の初代会長を務めたタントンは、ハヤカワとともに同団体を設立する四年前の一九七九年に、不法移民に対する法規制強化の必要性を世論に訴えることを目的として、「アメリカ移民法改正連盟」(Federation for American Immigration Reform)なる名称の団体を、首都ワシントンに設立している。また一九八八年一〇月一七日には、タントンが書いた人種差別的文言を含む書簡の存在をめぐって、会長であるタントンと当時専務理事を務めていたリンダ・チャベス(Linda Chavez)が、「U. S. イングリッシュ」におけるそれぞれの職を退いている。問題となつたこのタントンによる書簡は、一九八六年に開催されたある移民問題に関する会議の場で彼自身が提出したものであり、その中でタントンは、今日アメリカに入つてくる移民のあまりにも多くがカトリック教徒であり、またヒスパニック系移民の多くが犯罪へとはする傾向があるとの不満を述べている。⁽²⁶⁾

一方、こうした英語公用語化運動推進派による活動やその主張に對する反対活動も、学術、教育諸団体や各種公民権団体により繰り広げられている。たとえば「アメリカ言語学協会」(Linguistic Society of America)と「現代語文学協会」(Modern Language Association)は、一九八六年二月一九日にニューヨークで採択した決議において、「[英語公用語化運動推進派は] 国家が政治的統

一性を形成するうえにおける共通言語が果たす役割を誤解しており、「公用語化運動は」これまでアメリカが保持し続けてきた言語的寛容性の伝統と相容れないものである」とし、英語公用語化への動きを厳しく糾弾した。その後、この両学術団体による英語公用語化への反対表明に触発される形で、翌一九八七年の春から夏にかけて、「全国バイリンガル教育協会」(National Association for Bilingual Education)、「英語を母国語としない人への英語教育者」(Teachers of English to Speakers of Other Languages)、そして「全米教育協会」(National Education Association)などの教育、教員諸団体が、相次いで英語公用語化運動に反対する旨の決議を採択している。⁽³⁵⁾

学術、教育諸団体によるこうした動きと並行する形で、マイノリティーのための公民権擁護団体、その中でも特にヒスパニック系公民権運動団体も同様に、英語公用語化運動への反対を表明している。

一九二九年に設立され、テキサス州のサンアントニオに本部を置く「統一ラテンアメリカ系市民連盟」(League of United Latin American Citizens)は、「U.S. イングリッシュ」に代表されるところのいわゆる「イングリッシュ・オンリー」("English Only")運動に対抗する形で、「イングリッシュ・プラス」("English Plus")という合い言葉を用いて、英語公用語化への反対運動を進めている。また、一九六八年に設立され、カリフォルニア州ロサンゼルスに本部を置く「メキシコ系アメリカ人法律擁護・教育財団」(Mexican American Legal Defense and Education Fund)は、英語公用語化運動推進派の本當の田のは、連邦および各州政府機関における英語公用語化にとどまらず、「公立学校における外国語学習の廃止、英語を解さない人々に対する公安、厚生、緊急サービス提供の廃止、裁判所における通

訟官制度の廃止、英語以外の言語で記された道路標識をはじめとする公共掲示の禁止、果てには英語以外の言語で記された商業広告の禁止」さえもその運動の射程に入れており、公用語化運動を「人種差別の隠れ蓑」として利用している運動推進派は、アメリカに住むマイノリティー・グループに対する「偏見、対立、そして憤りを助長するだけ」であるとし、推進派との対決姿勢を鮮明にしている。英語がアメリカで広く話されている言語であることはそこに住む誰もが認めるところであり、新移民の多くが真剣に英語を学ぼうと努力を重ねている現状の中においてわざわざ英語を公用語と定めようとする動きは、言語的マイノリティー・グループに対する差別や偏見以外のなにものでもないとするが、これら公民権運動団体の包括的な見解である。⁽³⁶⁾

IV. 連邦政府レベルにおける英語公用語化への動き

連邦政府レベルにおける英語公用語化への動きが始まつたのは、「U.S. イングリッシュ」が設立される一年前の、一九八一年四月のことである。その推進役となつたのは、後に「U.S. イングリッシュ」の名譽会長を務めることとなる故ハヤカワ上院議員で、同議員によつて初めて「英語を連邦政府の公用語として定めるための連邦憲法修正案」(English Language Amendment)これはしばしばその頭文字をとつてELAと略される)が、第九七連邦議会(一九八一年一月—一九八二年一月)の上院へ提出された。⁽³⁷⁾この憲法修正案は、具体的には「共同決議案」(joint resolutions)の形をとつており、

九七年一月—一九九八年二月)に至る上・下両院において、同様な憲法修正案が提出され続いている。⁽²⁾

これらの中で一例として、第一〇〇議会(一九八七年一月—一九八八年二月)の上院、および第九九議会(一九八五年一月—一九八六年二月)の下院へそれぞれ提出された憲法修正案の内容を考察したい。まず、第一〇〇議会第一会期中の一九八七年一月六日に、

アイダホ州選出共和党議員スティーブン・シムズ(Steven Symms)により、上院へ提出された憲法修正案(上院共同決議案第1111「S.J. Res. 131」)の内容は、以下のとくである。

第一条 英語をアメリカ合衆国の公用語と定める。

連邦議会は、適切な立法措置により、この修正条項を施行することが出来る。⁽³⁾

次に、第九九議会第一会期中の一九八五年一月二四日に、カリフォルニア州選出共和党議員ノーマン・D・シャムウェイ(Norman D. Shumway)により、下院へ提出された憲法修正案(下院共同決議案第九六〔H.J. Res. 96〕)の内容は、以下の通りである。

第一条 英語をアメリカ合衆国における公用語と定める。

第一条 アメリカ合衆国またはいかなる州も、法律、条例、規則、裁判所命令、判決、計画要綱、または政策により、アメリカ合衆国における英語以外の言語の使用を要求することは出来ない。

第三条 この修正条項は、英語を母国語としない生徒を英

語に堪能にさせる目的とした教育内容を規定しているところの、法律、条例、規則、裁判所命令、判決、計画要綱、または政策を妨げるものではない。

連邦議会および各州は、適切な立法措置により、この修正条項を施行することが出来る。⁽⁴⁾

第四条

上院へ提出された憲法修正案に比べ、下院へ提出されたそれは、内容的にかなり詳しく述べてあることは一目瞭然であるが、それに含んでいるのに対して、下院修正案の重要な点は、文言の中に「制限的」な要素を含むとともに、英語公用語化にあたり連邦政府のみならず、各州政府が持つことになるう責任や権限に対する言及をしていることにある。そこで、この下院修正案の内容をさらに検討することにより、この修正案の持つ諸問題点を指摘したい。

まず、英語がアメリカの公用語であると規定(第一条)するとともに、連邦政府ならびに各州政府が、英語以外の言語の使用を命じるようないかなる法律をも制定、施行することを禁止し、さらにはこの禁止事項が、連邦政府ならびに各州政府の法律、条令、規則、裁判所命令、判決、計画要綱、そして政策の各分野によよぶ(第一条)ものとされているのであるが、ここでこの第二条を文字通り解釈するのであれば、「一九七五年の投票権法修正」で規定されたところの、上述の「バイリンガル投票」の施行が、合衆国憲法違反とされることとなる。さらにこの修正条項は、英語を母国語としない生徒にじゅうぶんな英語運用能力を身に付けさせることを目的とした、英語

以外の言語を使用しての授業の必要性を認めるとともに、そうした授業の施行を規定しているところのいかななる法律、条令、規則、裁判所命令、判決、計画要綱、そして政策をも妨げるものではない（第三条）との規定をしている。この第三条は、アメリカにおけるバイリンガル教育の現状を考慮に入れたものではあるが、文言からも明らかのように、それはあくまでも英語を基礎としたところの「過渡的なバイリンガル教育プログラム」の施行を念頭に置いたものであり、この条項の存在により、移民の母国語を基礎としての「系統的なバイリンガル教育プログラム」の施行が禁止される可能性を多分に含んでいる。最後に、連邦議会および各州議会は、適切な立法措置をもつてこの憲法修正条項を施行する（第四条）よう求められているのであるが、たとえば公共の公安、厚生サービス分野での外国语の使用などが、英語公用語化運動推進派の主張にもかかわらず、「適切な立法措置」の名のもとで禁止されてしまう可能性がある。

このように憲法修正案各条項それ自体の文章は、非常に簡潔ではあるが、その反面において不明瞭な部分が多く残されている。一九八一年に憲法修正案が最初に連邦議会に提出されて以来、この修正案に関する議会公聴会が、上院では一九八四年六月一二日に「上院憲法問題小委員会」（Senate Subcommittee on the Constitution）の場で、下院でも一九八八年五月一一日に「公民権および憲法上の権利に関する下院小委員会」（House Subcommittee on Civil and Constitutional Rights）の場でそれぞれ一度だけ開催されているが、現在までのところ以上の大きな進展は見られていない。⁽⁴³⁾一般的に英語公用語化憲法修正案が持つところのその内容の不明瞭さが、連邦議会での審議の妨げとなっている一因であるうし、またこれまでの数々の連邦憲法修正追加条項の基本的な目的が、人種や性別の違いを乗り越えたうえでのアメリカ人個々人の市民的、政治的諸権利の拡充にあつたことに比べ、この英語公用語化憲法修正案が成立することなどなれば、それが一九一九年制定の禁酒条項（合衆国憲法修正第一八条、後に同修正第二一条により廃止された）について、第二番目の制限的性格を持った修正条項となる可能性がある点において、比較的問題として連邦議会内におけるコンセンサスの形成がより困難となる問題を内包しているのである。

英語公用語化連邦憲法修正案は、第九七議会から第一〇五議会に至るまでの間、毎回連邦議会へ提出され続けているが、国家の最高法である憲法修正の難しさを悟った公用語化運動推進派は、この憲法修正案の提出と並行する形で第一〇一議会（一九八九年一月一九九〇年二月）から、いわゆる「英語公用語化法」（Language of Government Act）法案を議会に提出し続けている。⁽⁴⁴⁾具体的にこの「英語公用語化法案」は、連邦政府による政府刊行物（Official Territorial Papers）に関する規則を定めた「アメリカ合衆国法典」の第四章（Title 4 of the United States Code）への修正案の形をとっており、「英語をアメリカ合衆国政府の公用語を定める」ことを内容としている点で、その目的は英語公用語化憲法修正案と同様である。第一〇一議会第一会期中の一九九〇年一〇月一〇日に、この「英語公用語化法案」を上院へ初めて提出したアラバマ州選出民主党議員リチャード・C・シェルビー（Richard C. Shelby、後の一九九四年一月にシエルビー議員は共和党への転向をはかった）は、法案提出の際に次のように述べ、英語がアメリカにおける国家、国民統合の分野に果たしてきた役割を強調している。⁽⁴⁵⁾

さまざまな人種、民族グループにより構成される「人種のるっぽ」の中には、一体なによるのであるか？それを英語という共通語の存在のおかげであり、この共通語の存在こそが我々のコミュニケーションを、そしてさらに重要なことにはデモクラシーを也可能にしてきたのである。⁽¹⁷⁾

また同議員は、第一〇一議会（一九九一年一月一—一九九二年二月）における法案再提出の際には、「政府機関内における効率的な情報伝達を促進」させることも、この「英語公用語化法案」の重要な目的であるとし、当時のペルシャ湾岸戦争をめぐる危機の中であつて、上院議会議場で次のように同僚議員達への訴えかけをしている。

一五〇にもおよぶ言語が使用されている今日のアメリカにおいて、英語という共通語の存在価値はますます高まりを見せている。今日ペルシャ湾に展開しているアメリカ軍が、もし「こうした一五〇にもおよぶ言語を使って軍事作戦を遂行しなくてはならないこととなつたら、一体どうなるのであらうか？」しかし幸いなことも、我々の軍隊は共通語で情報伝達を行う必要性を重々理解しており、統一された指揮、命令系統保持のために英語が使用されているのである。⁽¹⁸⁾

一方、「英語公用語化法案」を第一〇一議会より第一〇四議会（一九九五年一月一—一九九六年一二月）まで毎回下院へ提出し続け、連邦議会における「U.S. イングリッシュ」の代弁者でもあつたミ

ズーリ州選出共和党議員ビル・エマーソン（Bill Emerson）は、この法案の目的を次のように説明している。

「英語公用語化法案」の目的は、英語をアメリカ合衆国政府の立法、行政、ならびに司法府の公用語と定めることにある……。

この法案は、公立学校における外国语の教授や学習になんら影響を及ぼすこと意図したものではないことを理解してほしい……。

またこの法案は、家庭、地域社会、宗教的活動などの私的領域における外国语の使用を妨げる」とを意図したものでもない……。

現在アメリカに住む人々、そしてこれからアメリカへ渡つてこようとするすべての人々に対し、「アメリカ合衆国公用語は英語である」ということを述べ伝えるとともに、「国家としての明確な言語政策を形作つていく一翼を担うものが、すなわちこの「英語公用語化法案」なのである。たとえ英語を一言も理解しなくとも、物理的な意味においてアメリカに住むことは出来るかもしれない。しかし、アメリカが与えてくれるであろう政治的、社会的、そして経済的な恩恵にあづかるためには、共通語としての英語を習得しなくてはならないのである。⁽¹⁹⁾

この「英語公用語化法案」は、連邦憲法に修正追加条項を付け加えるという手段の代わりに、連邦法を制定することにより英語を

「連邦政府の公用語」として定めることを目的としている。したがつてもしこの法案が連邦議会で法律となつても、各州政府には直接的な意味においてその効力が及ばないために、こうした事情もあいまつて英語公用語化運動推進派による各州政府レベルにおける運動が活発化するようになつた。

V. 各州政府レベルにおける英語公用語化への動き

「多元性」と「統合」のはざまで

連邦政府レベルにおける英語公用語化運動と並んで、各州政府レベルにおいても英語公用語化への動きが進んでいる。全米五〇州の内、すでにその五分の一以上にあたる二一州が州憲法修正、州法、もしくは州議会決議により、英語を州政府の公用語と定めている（しばしばこれに、一九七八年の州憲法修正により英語およびハワイ語を州の公用語と定めたハワイ州が加えられ、合計で二二州とされることがある）。年代的には、ドイツ語を母国語とする移民に対する排外的なムードを反映して、一九二〇年に州憲法修正により英語を州の公用語としたネブラスカ州が一番古い。一九八三年に「U. S. イングリッシュ」が設立される以前は、この二二州の内のたった三州（ネブラスカ、イリノイ、ヴァージニアの各州）だけが英語公用語化を行つていたにすぎず、一九八〇年代なかば以降、州政府レベルにおける英語公用語化への動きが加速されている。⁵⁰「英語を州の公用語として定める」という究極的な目的に関しては共通項が見られるものの、この英語公用語化を規定した具体的な州法や州憲法修正条項の文言は、各州によって実にさまざまである。たとえばミシシッピー州で一九八七年に制定された法律のように、ただ単に「英語

をミシシッピー州の公用語とする」とだけ規定し、ほとんど「シンボリック」な意味合いしか持たないようなものから、後述するアリゾナ州における州憲法修正条項のように、基本的市民権との兼ね合いで、非常に制限的な規定を盛り込んだものまで多様である。⁵¹「U. S. イングリッシュ」の設立から三年後の一九八六年に、アメリカは中間選挙（mid-term elections）の年を迎えたが、その選挙結果と共にこの時全国的な注目を集めたのが、英語を州の公用語とする目的とした、カリフォルニア州の「住民提案六三」（Proposition 63）の行方であった。英語公用語化運動推進派、反対派の双方にとり、ヒスパニック系およびアジア系移民を多く抱えるカリフォルニア州での動きは、その後の英語公用語化運動の趨勢を占ううえでの大きな材料となるものであった。「住民提案六三」の行方が全国的な注目を集めはじめるようになった一九八六年六月に、ニューヨーク・タイムズ社とCBSニュースにより、州や地方自治体レベルにおける英語公用語化への動きに関するアメリカ人の意識調査が行われている。この調査の結果を見ると、まず人種別では、白人の六四パーセントと黒人の五〇パーセントが州や地方自治体政府における英語公用語化への動きを支持しているのに対して、ヒスパニック系の六三パーセントが逆に公用語化への反対を唱えている。次に地域別には極端に大きな違いは見られないものの、どの地域における回答者もその約六割が公用語化への動きを支持しており、ヒスパニック系およびアジア系の合法ならびに不法移民が集中する西部地域における支持率が、六五パーセントと最も高い。さらに学歴別では、高学歴になるほど公用語化への支持率が増える傾向にあり、支持政党別では、共和党支持者の七〇パーセントが公用語化に賛成

しているのに対して、民主党支持者の間ではその五四パーセントのみが支持をしているにすぎない。この最後の数字は、ヒスパニック系およびアジア系移民の多くが、民主党支持者であるという事実を反映したものである。⁽⁵²⁾

カリフォルニア州ではこの「住民提案六二」の可否が問われる以前にも、州内における合法、不法移民の増大とそれに対する州民の危機感を反映し、自治体レベルにおいてではあるが、バイリンガル教育に反対する動きや英語を自治体政府の公用語と定める条例が制定されていた。たとえば、メキシコやフィリピンからの移民を多く抱えるサンディエゴでは、一九八四年四月二十四日に同市裁判所における大陪審（San Diego Grand Jury）が、カリフォルニア州上位裁判所（California Superior Court）のウェイリアム・ロー（William Low）判事へ提出した報告書の中で、サンディエゴの公立学校におけるバイリンガル教育を中止する旨の勧告を行っている。この報告書の中で大陪審は、バイリンガル教育を「非効率的で、経済的負担が高くなつてしまい、反アメリカ的でもある」とし、市の教育委員会に対しても、英語を連邦および各州政府の公用語として定める連邦憲法修正案を支持するよう要請している。一方、人口約一万人の内その約半数がヒスパニック系住民で占められていたフィルモアでは、前市長アーネスト・モラレス（Ernest Morales）をはじめとするヒスパニック系住民と、バイリンガル教育に反対を唱える地元市民団体「ABC委員会」（ABC Committee）との間の激しい論争の末、一九八五年四月二三日に英語を同市の公用語とする市条例が制定された。⁽⁵³⁾ わらに州全体の動きとしては、大統領選挙が行われた一九八四年一一月に、法的拘束力を伴わない「住民提案三八」（

Proposition 38）が、賛成率七一パーセントで州有権者により可決されている。この住民提案は、連邦議会および大統領に対しても、一九七五年に付け加えられた「一九六五年投票権法」への修正条項を再修正し、投票用紙ならびに選舉関連公的印刷物が英語のみで印刷されることを要請するよう、カリフォルニア州知事に対して求める」と定めた内容であった。⁽⁵⁴⁾

こうした状況の中で、一九八六年一月四日にカリフォルニア州の有権者は、英語を州政府の公用語とすることを定めた「住民提案六三」を、賛成二〇五万九、七四六票対反対七二万九、四四〇票の、賛成率七四パーセントをもつて可決した。⁽⁵⁵⁾ この「住民提案六三」は、州議会による可決を要せずに州民が住民投票によって州憲法の改正（initiative constitutional amendment）を行つものであったが、具体的にこの住民提案は、（一）適切な立法措置によりこの州憲法修正条項が施行に移されるよう、州議会に対しても要請を行い、（二）カリフォルニア州政府の公用語である英語の持つ社会、文化的役割を擁護し、さらにその役割の重要性を増進させ、かつ州内における共通語としての英語の持つこの役割を減じるような法律を今後制定することのないよう、州議会に対しても要請し、（三）この州憲法修正条項の実際の施行に際してなんらかの問題が生じた時には、州民が州政府を相手取つて訴訟を起こすことが出来るよう規定をしている。

このカリフォルニア州「住民提案六三」の成立は、他州における英語公用語化への動きに拍車をかける結果となり、翌一九八七年にはアーカンソー、ミシシッピー、ノースカロライナ、ノースダコタ、サウスカロライナの五州において、それぞれ州法により英語が州政府の公用語と定められた。⁽⁵⁶⁾ こうした動きに続き、大統領選挙の年の

一九八八年一月には、アリゾナ、コロラド、フロリダの三州において、英語公用語化のための州憲法修正を目的とした住民投票が行われた。一月八日の住民投票の結果、アリゾナ州では五一パーセントの賛成率、コロラド州では六一パーセントの賛成率、そしてフロリダ州では八四パーセントの賛成率をもって、それぞれの修正案が可決された。⁽⁵⁹⁾これら三州で可否が問われた州憲法修正案は、いずれも英語を州政府の公用語として定めるという目的の点では一致しているものの、修正条項の実際の施行に関して、重要な違いが認められる。コロラドおよびフロリダ両州での修正案では、修正条項の解釈並びにその施行を州議会に一任しているのに対し、アリゾナ州の修正案は、州および地方自治体の公職者すべてに対して、英語によつてのみ公務を遂行するよう明確に要求してゐるのである。⁽⁶⁰⁾

コロラドおよびフロリダ両州においては、一九八八年一月八日の投票日を前に、英語公用語化運動反対派がそれぞれの州における住民提案の無効を訴え、公用語化運動をめぐる法廷闘争が繰り広げられた。コロラド州では公用語化運動反対派が、住民提案のための嘆願書を州内に配布したが、その際にスペイン語しか解さない有権者が全有権者の五パーセント以上を占める一二の郡において、英語でのみ印刷された嘆願書を配布していた。これを理由として公用語化運動反対派は住民提案の無効を訴え、その結果九月一六日に連邦地区裁判所判事ジム・キャリガーン (Jim Carrigan) により、推進派の行為が連邦「投票権法」違反であるとされた。しかしこの判決から約一ヶ月後の一〇月一一日、第一〇連邦控訴裁判所 (U.S. Tenth Circuit Court of Appeals) は、住民提案のための嘆願書に署名を集めることで公用語化運動推進派の行為は私的な行為であり、したがつて連邦

法の適用は受けないと判断を示し、下級審であるところの地区裁判所の判決をくつがえしている。⁽⁶¹⁾さらにフロリダ州においてもこのコロラド州における事件と同様なことが起き、一時は英語公用語化を目的とした「州憲法修正案一一」(Amendment 11) に関する一月の住民投票の施行が危ぶまれた。州内の英語公用語化推進団体である「フロリダ・イングリッシュ」(Florida English) が、スペイン語みしか解さない有権者が五パーセント以上の郡において、英語とスペイン語で併記された「州憲法修正案一一」のための住民提案嘆願書を配布しなかつたことを理由に、「フロリダのために今こそ立ち上がり」(Speak Up Now for Florida) という名称の公用語化運動反対団体が、連邦地区裁判所に対して住民提案の無効を訴えた。これに対して地区裁のジェームズ・W・キーホー (James W. Kehoe) 判事は、コロラド州における裁判と同様に、嘆願書への署名集めの行為は私的な行為であるとの判断を示し、原告はこの判決を不服として控訴をした。一月三日に第一〇連邦控訴裁判所 (U.S. Eleventh Circuit Court of Appeals) で行われた審理において、連邦司法省 (Department of Justice) は公用語化運動反対派の主張を支持する申立書を提出したものの、住民投票を四日後に控えた一月四日に、この連邦控訴裁も下級審の判決を支持している。一月八日に八四パーセントという高支持率を得て、英語公用語化州憲法修正案が可決された後もこの法廷闘争は継続され、翌一九八九年七月三日に連邦最高裁判所は、法廷意見なしでフロリダ州におけるこの住民投票の有効性を確認した。⁽⁶²⁾このように、一九八八年のコロラドおよびフロリダ両州における英語公用語化への動きは、公用語化運動をめぐる議論の中へ連邦立法府のみならず司法府をも巻き込む結果となり、

さらにはフロリダ州における事例に見られた通り、公用語化運動をめぐる法廷闘争において、行政府であるところの司法省が積極的に介入し始めたことも注目に値する。

一方、アリゾナ州の州憲法修正条項は後の一九九〇年一月六日に、同州フェニックスにある連邦地区裁判所の判事ボール・G・ローベンプラット (Paul G. Rosenblatt) により、連邦憲法違反とされる。裁判の原告となつたマリア＝ケリー・イニゲス (Maria-Kelly Yníquez) は、医療過誤に関する州民からの州政府に対するクレーム処理に携わるアリゾナ州公務員であったが、補償金支払い請求の中には英語を解かない州民も多く、日常公務を遂行するうえではどうしてもスペイン語の使用が必要な立場にあつた。公務中にスペイン語を使用することにより、州政府当局から懲戒などの処分を受ける可能性を恐れたイニゲスは、英語を州の公用語と定めた州憲法修正案が可決された日の翌日に、アリゾナ州を被告として、この州憲法修正条項を「表現の自由」を規定した連邦憲法修正第一条、および「州による法の適正手続き」を規定した同修正第一四条に違反するものであるとして、連邦地区裁に訴えを起こしていたのである。イニゲスによるこの訴えに対してローゼンプラット判事は、公務上のスペイン語の使用を根拠として、州政府当局よりなんらかの処分を受けるのではないかとの原告が抱く恐怖心は正当化されると認め、さらに連邦および州政府の公務員による公務上の英語以外の言語の使用は、「表現の自由」を定めた連邦憲法修正第一条により保障されるものであるとする判断を示し、結果アリゾナ州の英語公用語化州憲法修正条項を違憲とする判決をくだしたのである。また判決文の中でローベンプラット判事は、「州および地方自治体のすべての公職者が、英

語によってのみ公務を遂行」するように要求しているアリゾナ州の憲法修正条項は、その適用範囲があまりにも広くかつ不明瞭でもあり、もしこの条項を厳格に解釈するのであれば、「州議会の議員が自分の選挙区の有権者と「英語以外の言語において」会話を交わすことも、また判事が英語以外の言語で執り行われる婚姻宣誓式に立ち合うことも」出来なくなるとの懸念を表明し、この修正条項の実際の施行範囲や運用面に関する疑問を投げ掛けた。さらには、ローゼンプラット判事による判決内容は、連邦憲法修正第一条で規定されている「表現の自由」の概念の中に、「言語の選択」 ("choice of language") の問題を初めて含めた点においても注目に値する。英語公用語化州憲法修正条項が可決された一九八八年当時、この修正案に強行に反対していたローズ・モフォード (Rose Mofford) アリゾナ州知事は、連邦地区裁による判決内容を歓迎するとともに、州司法長官もこの裁判において被告となつた州が控訴する意志を持たないことを明らかにした。⁽⁶⁾

アリゾナ州における英語公用語化州憲法修正条項をめぐる判決内容は、直接的には同州における修正条項の施行範囲に対するのみ効力を及ぼすものではあるが、これが公用語化運動推進派にとっての大きな打撃となつたことは言うまでもない。その後この州憲法修正案を支持した約五八万四、四〇〇人あまりの州有権者を代表する形で、「U.S. イングリッシュ」からの支援を受けた「英語公用語化を支持するアリゾナ州民」 (Arizonans for Official English) という名称の団体が、州政府にかわって控訴することを計画し、一九九一年七月一九日に第九連邦控訴裁判所 (U.S. Ninth Circuit Court of Appeals) は、この市民団体が控訴をする権利を有するとの裁定をへ

だした。結果としてこの控訴裁も原告であるイニゲスの主張を受け入れ、アリゾナ州の州憲法修正条項を連邦憲法修正第一条違反であると判断した。この判決を受けて「英語公用語化を支持するアリゾナ州民」は連邦最高裁判所へ上告をし、一九九六年一二月四日に最高裁において口頭弁論が開かれたものの、本来の被告であるところのアリゾナ州政府にかわって裁判を開いてきたこの市民団体が、最高裁に対して元来上告をする法的立場にあるかどうかをめぐる議論に終始し、法的なテクニカル・グラウンドを理由として最高裁はこの案件に関する継続審理を行うことなく、それにより事実上、連邦控訴裁による判決はそのまま有効性を持つこととなつた。⁶⁴⁾

V. 「シンボリズム」をめぐる政治の文脈に観る英語公用語化論争

—結びにかえて—

本稿の最初で記した「⁶⁵⁾もしジェームズ・ハンターの述べるようによく近年のアメリカ社会における文化戦争なるものが、「すべてのアメリカ人にかかわりを持つ」事象を包括するものであるとするならば、アメリカの政治の中心地たるワシントンが、この問題から無縁でいられるはずはない。一九九四年一一月に行われたアメリカにおける中間選挙の結果、民主党のビル・クリントン（Bill Clinton）大統領が行政府長として君臨するもとで、実際に四年ぶりに共和党が連邦議会の上・下両院で、議席の過半数を占めることとなつた。

一九九五年一月の議会会期開催とともに連邦下院議長の要職に就いたのが、ジョージア州選出の共和党保守派議員のニュート・ギングリッチ（Newt Gingrich）であり、同議会におけるいわばクリントン

民主党政権との間の蜜月期間でもあつた「最初の一〇〇日間」が終了するやいなや、議会共和党内保守派はござつて、ギングリッチ下院議長の言葉によると「アメリカ文明の再生」を求めて、文化戦争の最前線へと出て行くこととなる。⁶⁶⁾共和党内保守派による政策優先順位も次第に、経済や財政問題から社会的、文化的、そして道徳的争点への取り組みへとシフトしていく。こうした争点の中には人工妊娠中絶問題や、合衆国憲法修正第一条の「宗教の自由」条項に関する議論としての公立学校における「お祈り」の是非をめぐる論争が含まれたが、これらとともにワシントンの政治家達が彼らのエネルギーの多くを費やし、また広く有権者たるアメリカ人達の注目を引いたものが、いわゆる「シンボリックなもの」をその論争の中心に据えたところの争点の数々であった。憲法修正第一条の中でも「宗教の自由」条項と並んで複雑な争点を映し出す「言論の自由」をめぐる論争の一いつとしての、アメリカ合衆国国旗を故意に毀損することを禁止することを目的とした憲法修正案（俗に「国旗焼却禁止憲法修正案」["Flag-Burning Amendment"]と呼ばれる）に関する議会内の審議や、暴力とセックスに満ち溢れた「堕落の悪夢」("nightmares of depravity")を作りあげていい元凶とするハリウッドに対する、保守派政治家による再三再四に渡る痛烈な批判などは、こうした「シンボリズム」をめぐる政治における代表的な争点である。⁶⁷⁾

このような状況の中で、英語公用語化の是非をめぐる論争に拍車がかかったことは偶然ではない。中間選挙の年であった一九九四年の前年の七月一日に、米国移民・帰化局（U.S. Immigration and Naturalization Service）によりアメリカ史上初めて、スペイン語によ

る帰化宣誓式 (citizenship swearing-in ceremony) がアリゾナ州ツーソンで執り行われた。メキシコ人七五名とペルー人一名を新たにアメリカ市民としたこの宣誓式は、「U. S. イングリッシュ」をはじめとする英語公用語化に携わってきた諸団体を驚愕させるとともに、国家としてのアメリカが持つべき言語政策の在り方に關する議論が全米を席巻した。⁽⁴⁵⁾ 英語公用語化運動に携わっている人々をそれまで超保守派なり国粹主義者として、公用語化運動から距離を置いてきた人々も、「アメリカはどこか誤った方向に進んでいるのではないか」との不安感を表明するようになつていった。「アメリカとはなにか」、「アメリカはどこへ行くのか」という自らの問い掛けに答えることの出来ない人々の不安を敏感に感じ取ったギングリッチ下院議長は、一九九五年六月のはじめにアイオワ州の経済界リーダー達を集めてワシントンで開催されたある会合での演説で、アメリカにおける共通語としての英語の果たす役割の重要性を強調し、もし英語がアメリカでの共通語としての資格を失つた時には、「我々はアメリカ文明をも失うであろう」と述べている。⁽⁴⁶⁾ まさに「アメリカ文明の再生」のための書写真の中に英語公用語化運動を取り込んだこのギングリッチによる「所信表明」に続き、大統領選挙を翌一九九六年に控えたこの年の初秋には、当時共和党大統領候補の一人で後に同党より候補として指名されることとなるロバート・ドール (Robert Dole) 共和党上院院内総務が、選挙戦を睨みつつ英語公用語化への支持を正式に表明した。⁽⁴⁷⁾ その後、民主、共和両党それぞれによる自党の大統領候補者選びが大詰を迎えた一九九六年八月一日、連邦下院議会が史上初めて、「英語公用語化法案」を本会議の場に持ち込み、共和党議員の大多数により支持を受けたこの法案は、賛成二五九票対反

対一六九票の票決をもつて可決され、上院へ付されたのである。⁽⁴⁸⁾

本稿においてこれまで考察してきた英語公用語化運動をめぐる論争を通して観る現代アメリカ社会は、確かに「文化」戦争 ("culture" wars) の真っ只中にあると同時に、「分化」戦争 ("separation" wars) の様相をも呈している。一九八〇年代のロナルド・W・レーガン (Ronald W. Reagan) 大統領政権以降、そして近年における政党政治構図上の共和党保守勢力の台頭により、それが具体的に一体なにをさすのかという曖昧さを多分に含みながらも、「アメリカの原型」なり「アメリカのアイデンティティ」と呼ばれるものの建直しをはかるうとする文化的保守主義の思想が頭をもたげている今日のアメリカ社会において、英語公用語化運動はその支持者の多くにとって、単に純粋な愛国的心情発露の一つの場であるには違いない。しかしながら、移民問題をからめた形でのこの英語公用語化をめぐる議論が、長きに渡つた冷戦時代の終焉とともに「外なる非アメリカ的なもの」を失つたアメリカによる、あたかも一九一〇年代から二〇年代にかけてのネイティヴィズムな、排外主義的な言語的ユートピア観なり、また一九五〇年代のアメリカ社会を席巻したマッカーシズムの時代を彷彿とさせるような、「内なる非アメリカ的なもの」への誑索—すなわち「内なる敵」 ("enemy within") 探し—の犠牲となつてはならない。建国の時代から「統合」を国はとしながらも、常に「多様さ」という現実に直面し続けてきた社会こそがアメリカ社会であり、それはまさしくアメリカが政体論としての「合衆国」であると同時にまた「合衆国」—すなわち特定の人種や民族の枠組みを超えた人為的な「アメリカ人」により構成される国家—たる所以なのではないだろうか。

* 本稿は、「アメリカ研究」[「アメリカ学会会誌」第117号（一九九二年）]の論文として掲載された拙稿、「アメリカにおける英語公用語化への動き—「核」と「異質」の緊張関係の中で」を基としたものではあるが、近年における英語公用語化運動をめぐる動向を踏まえた上で、それに大幅な加筆、修正を施したものである。なお、「ニューヨーク・タイムズ」(New York Times)紙のマイクロフィルムの閲覧、ならびに連邦裁判所による諸判決および連邦議会における動向に関する資料蒐集作業においては、国際基督教大学図書館と東京アメリカン・センター資料室にお世話になった。

- (一) これは元共和党大統領（一九〇一年—一九〇九年在任）のヤホエラ・ローズ・トルーヴィル（Theodore Roosevelt）が、第一次世界大戦中の一九一七年九月三十日、「米国民」に向けて発表した「第一回の千件連」（"The Children of the Crucible"）に題する鐵壁トーネルからの一節である。“One Flag, One Language” in James Crawford, ed., *Language Loyalties: A Source Book on the Official English Controversy* (Chicago: Univ. of Chicago Press, 1992), 84-85.
- (2) "Gingrich Says English Must Be the Common Language," *New York Times* [「ニューヨーク・タイムズ」], 8 June 1995, p. A22.
- (3) 斎藤眞「アメリカとは何か」平凡社、一九九五年、一六一-一七二・一〇四。
- (4) James D. Hunter, *Culture Wars: The Struggle to Define America* (New York: Basic, 1991), xi.
- 〔多元性〕と「統合」までのはざま
- (5) 「れふる数字などおおべーセナトーン」の根柢となる数字は、「付録—移民の出身地域別内訳」有賀貞、他三名編「アメリカ史一一七世纪—一八七七年」山川出版社、一九九四年、八一頁を参照した。

(6) Patrick J. McDonnell, "Immigrants to U.S. Assimilating Quickly," *Los Angeles Times*, reprinted in *Japan Times*, 7 Nov. 1995, p. 17. また、次のようにして掲載された拙稿、「アメリカにおける英語公用語化への動き—「核」と「異質」の緊張関係の中で」を基としたものではあるが、近年における英語公用語化運動をめぐる動向を踏まえた上で、それに大幅な加筆、修正を施したものである。なお、「ニューヨーク・タイムズ」(New York Times)紙のマイクロフィルムの閲覧、ならびに連邦裁判所による諸判決および連邦議会における動向に関する資料蒐集作業においては、国際基督教大学図書館と東京アメリカン・センター資料室にお世話になった。

- (7) Crawford, *Language Loyalties*, 1; Dennis Baron, *The English-Only Question: An Official Language for America?* (New Haven, Conn.: Yale Univ. Press, 1990), 1.
- (8) Joel Perlmann, "Historical Legacies: 1840-1920," *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 508 (Mar. 1990), 28-32.
- (9) Abigail M. Thernstrom, "Language: Issues and Legislation," in Stephan Thernstrom, Ann Thernstrom, and Oscar Handlin, eds., *Harvard Encyclopedia of American Ethnic Groups* (Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press, 1980), 619; Shirley B. Heath and Frederick Mandaibach, "Language Status Decisions and the Law in the United States," in Juan Cobarrubias and Joshua A. Fishman, eds., *Progress in Language Planning: International Perspectives* (Berlin: Mouton, 1983), 96; Elliot L. Judd, "The English Language Amendment: A Case Study on Language and Politics," *TESOL Quarterly* 21 (Mar. 1987), 115.
- (10) Heath and Mandaibach, "Language Status Decisions," 96. 並びに「新設此の「同化」へ教育—公立学校のバロキアル・スクールの役割」本問長

世羅　【現代ヘーメンカの出現】 東京大學出版会、一九八八年、二二一

九二一頁。

(二) "Is English the Only Language for Government?" and Robert Reinhold, p. 6.

"Resentment against New Immigrants," both in *NYT*, 26 Oct. 1986, sec. 4,

(二) Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923); Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404 (1923); Farrington v. Tokushige, 273 U.S. 284 (1927). トトロ、オニギリの歴史。

± Paul C. Batholomew, *Summaries of Leading Cases on the Constitution*, 11th ed. (Totowa, N.J.: Littlefield, 1981), 186-87; Alfred H. Kelly and Winfred A. Harbison, *The American Constitution: Its Origins and Development*, 5th ed. (New York: Norton, 1976), 663 など参照されだ。

(二) Thernstrom, "Language," 620.

(14) 「カナダ教育法」 せ出牌よせ、「一九六五年の初等・中等教育法」 [Elementary and Secondary Education Act of 1965] 」 おおやく移民条例である。

トトロ、オニギリの歴史。本名恒行「南西諸島に立候ふシタケロ・トメツカシムハナレ

キハタハ・トベコタハの文化接触」 トトロ、オニギリの歴史。

トカホタル 一四四〇、九二一頁 ; James J. Lyons, "The Past and Future Directions of Federal Bilingual-Education Policy," *The Annals of the American Academy*, 67 など参照。

(15) Thernstrom, "Language," 623.

(16) Thernstrom, "Language," 622-23.

(17) Thernstrom, "Language," 623.

(18) Albert Shanker, "The Case against Bilingualism," in Grant S. McClellan, ed., *Immigrants, Refugees, and U.S. Policy* (New York: Wilson, 1981), 128-29.

(19) Lau v. Nichols, 414 U.S. 563 (1974). 「ロードアイランド」 トコトコトセダ。 Henry J.

Abraham, *Freedom and the Court: Civil Rights and Liberties in the United States*, 5th ed. (New York: Oxford Univ. Press, 1998), 445 など参照されだ。

(20) Gerald F. Seib, "English and the Melting Pot," in McClellan, *Immigrants*, 123; S. I. Hayakawa, "English by Law," *NYT*, 1 Oct. 1981, p. 35.

(21) John Trasvina, "Bilingual Ballots: Their History and a Look Forward," in Crawford, *Language Loyalties*, 258-64; Thernstrom, "Language," 627-28.

(22) "Voting Rights Act: Language Help Provisions Up for Renewal This Year," *Voting Rights Review* [publication of the Voting Rights Program of the Southern Regional Council, Atlanta, Ga.] (Winter 1992), 8; "Subcommittee OKs Repeal of Bilingual Ballots," *Congressional Quarterly Weekly Report*, 25 May 1996, 1483.

(23) U.S. English [undated prospectus of U.S. English], Washington, D.C., on file with the author], 2; *Who's Who in American Politics*, 1989-1990, 12th ed.

(New York: Bowker, 1989), 119; 「日本は民族意識がヤカハ氏族死神」

トトロ、オニギリの歴史。

(24) U.S. English, 8; Fernando de la Pena, *Democracy or Babel?: The Case for Official English in the United States* (Washington, D.C.: U.S. English, 1991), 43-48.

(25) Francis X. Clines, "The Mother Tongue Has a Movement," *NYT*, 3 June 1984, sec. 4, p. 8.

(26) U.S. English, 3; Marcia Chambers, "California Braces for Change with English as Official Language," *NYT*, 26 Nov. 1986, p. 20; Felicity Barringer, "Judge Nullifies Law Mandating Use of English," *NYT*, 8 Feb. 1990, sec. 1, p. 1, and sec. 2, p. 10; Raymond Tatalovich, "Official English as Nativist Backlash,"

in Juan F. Perez, ed., *Immigrants Out!: The New Nationalism and the Anti-*

Immigrant Impulse in the United States (New York: New York Univ. Press, 1997), 81.

language . . . and

(2) U.S. English, 2-3.

(28) U.S. English Update [newsletter of U.S. English], vol. 9, no. 3 (May-June 1991), 7.

(29) U.S. English, 2, 6; *Congressional Record*, 6 Jan. 1987, p. S565, 10 Oct. 1990, p. S14892, and 20 Feb. 1991, p. S2023; Hayakawa, "English by Law," NYT.

(30) U.S. English, 6; U.S. English Update, vol. 9, no. 3, 3; Hayakawa, "English by Law," NYT.

(31) U.S. English, 7; William E. Farrell and Warren Weaver, Jr., "Preference for English," NYT, 13 Mar. 1984, sec. 2, p. 6.

(32) U.S. English, 7.

(33) Judd, "The English Language Amendment," 121; 萩野芳夫「国籍・出入国

入居拒止→メニカム日本の比較」勧業書院、一九八一年、二二二—二二四頁；
高橋ぐみ著「トマリカムギ・終民・帰化手続」日本加経出版、一九八七年
一月一一日—二二二頁。市民権取得のための「識字教育の必要」

（Requirements as to Understanding the English Language, History, Principles and Form of Government of the United States）が、「トマリカムギ」（トマリカムギ）第八章、第一回、二二二条（Section 1423, Title 8 of the United States Code）、「終民帰化法」第二回、二二二条（Section 312 of the Immigration and Nationality Act）によると、次のよう規定されています。

No person except as otherwise provided in this subchapter shall hereafter be naturalized as a citizen of the United States upon his own petition who cannot demonstrate...

(1) an understanding of the English language, including an ability

to read, write, and speak words in ordinary usage in the English history, and of the principles and form of government, of the United States.

（2）身体能力の特徴的な事情による限る、帰化申請者は以下

能性を有するにあたり支障のない程度の英語を読み、書く、しゃべる能力を持たなくてはならない。」（G 「識字教育要件」の翻訳による）

David Weisbrodt, *Immigration Law and Procedure*, 2d ed. (St. Paul, Minn.: West, 1989), 226-28; *Federal Immigration Laws: Regulations and Forms*, 1990 ed. (St. Paul:West, 1990), 227 より翻訳。参考文献。

(34) Judd, "The English Language Amendment," 121.

(35) U.S. English Update, vol. 9, no. 3, 7.

(36) Nancy H. Hornberger, "Bilingual Education and English-Only: A Language Planning Framework," in *The Annals of the American Academy*, 15; Tatayovich,

"Official English as Nativist Backlash," and Jean Stefancic, "Funding the Nativist Agenda," both in Peter, *Immigrants Out!*, 86-88, 119-35; Jeffrey Schmalz, "Hispanic Influx Spurs Three Ballots on Language," NYT, 26 Oct. 1988, sec. 1, p. 1, and sec. 2, p. 8; "English Spoken Here, but Unofficially," editorial, NYT, 29 Oct. 1988, p. 28.

(37) Hornberger, "Bilingual Education and English-Only," 13; "Teachers Unit Voices Its Opposition to Bork," NYT, 7 July 1987, p. 14.

(38) Gary Inhoff, "The Position of U.S. English on Bilingual Education," in *The Annals of the American Academy*, 60-61; Robert Lindsey, "Debates Growing on Use of English," NYT, 21 July 1986, pp. 1, 8; Barringer, "Judge Nullifies

- (39) U.S. English, 6; *Congressional Record*, 6 Jan. 1987, p. S565; Albin Krebs and Robert M. Thomas, Jr., "Keeping English No. One," NYT, 16 Apr. 1981, p. 13; Hayakawa, "English by Law," NYT.

(40) 職邦議会の場じねこゝれ、連邦憲法に対する修正追加案を提出する時に用いられるべき共同決議案は、通常の法案と同様にその効力が発効するにせよ、上・下両院における審議、採決を経たうべど、大統領による署名が必要となる。この点に關しては、ウォルター・J・オレセック著、青木栄一訳『連邦議会の実際と規範—法律はどこに制定されるか』(日本経済新聞社、一九八一年、三二二七頁)を参照。

- (41) *Congressional Record*, 6 Jan. 1987, pp. S564-5.

- (42) *Congressional Record*, 24 Jan. 1985, p. H167.

(43) Clines, "The Mother Tongue Has a Movement," NYT; Judd, "The English Language Amendment," 117; Hornberger, "Bilingual Education and English-Only," 15.

- (44) U.S. English Update, vol. 9, no. 6 (Nov.-Dec. 1991), 5; Wayne King and Warren Wiaver, Jr., "Official Language," NYT, 4 Oct. 1986, p. 4.

- (45) *Congressional Record*, 29 Mar. 1990, p. H1351, 10 Oct. 1990, p. S14892, 3 Jan. 1991, p. H57, and 20 Feb. 1991, pp. S2023-24.

(46) Robert J. Wagman and Angela E. Lauria, eds., *The World Almanac of U.S. Politics*, 1997-99 ed. (Mahwah, NJ: World Almanac, 1997), 98.

- (47) *Congressional Record*, 10 Oct. 1990, p. S14892.

- (48) *Congressional Record*, 20 Feb. 1991, pp. S2023-24.

- (49) U.S. English, 5.

(50) Mauro E. Mujica [chairman of the board, U.S. English] to the author, letter,

やならに、今日のアメリカにおいて、バイリンクル政策もへせ多言語政策を公式に採用している事が出来ある。この内バイリンクル政策を採用しているのは、ハワイ州一州であり、一九七八年に行われた州憲法修正により英語とハワイ語 (Hawaiian) の両言語が州の公用語とされてくる。一方、多言語政策を採用しているのが、ヒューメキシコ、オランダ、モントン・ハーレンの三州であり、たとえオランダの本法には、「商業活動、政府活動、そして私的領域におけるそれが可能なる言語の使用は、オランダ州における歓迎、奨励、擁護されるものである」への規定があり、政府諸機関はねねたる多言語主義を奨励してくる事が注目される。これらの点に關しては、以下の文献や資料を参照されたる。 "State Official Language Statutes and Constitutional Amendments," and Mary C. Combs, "English Plus: Responding to English Only," both in Crawford, *Language Loyalies*, 134, 223; Tataovich, "Official English as Nativist Backlash," 79; Lydia Chavez, "Leaders Ready for Fight over English-Only Bills," NYT, 7 Dec. 1986, p. 70; Barringer, "Judge Nullifies Law," NYT.

- (51) Tataovich, "Official English as Nativist Backlash," 79.
- (52) "Is English the Only Language for Government?" NYT.
- (53) "Grand Jury Urges End to Bilingual Programs," NYT, 26 Apr. 1984, p. 16.
- (54) "English Language Rule Spills California City," NYT, 18 Aug. 1985, p. 21.
- (55) *Congressional Record*, 6 Jan. 1987, p. S565.
- (56) Chambers, "California Braces for Change," NYT.

(5) Susannah D. A. Mackaye, "California Proposition 63: Language Attitudes Reflected in the Public Debate," in *The Annals of the American Academy*, 136.

他に次々 [11 ハー - ハーク・ターマー] 城の論争の社説を参照されたい。

Lindsey, "Debates Growing on Use of English"; Geoffrey Nunberg, "An 'Official Language' for California?" 2 Oct. 1986, p. 23; "Is English the Only Language for Government?"; "English Yes, Xenophobia No,"

editorial, 10 Nov. 1986, p. 22.

ながく、州憲法の内容に修正追加条項を付け加える方法によるもの州統廃合

に関する規定は、やれやれの州憲法によるものではあるが、これがの場

合の大々へ分けた次の四つの方法の内の「 1. 使えるひれぬか、 2. つかない

い方法の方法が併用される。」などと、(1) 立議会による提案
(legislative proposal)、(1) 州憲法修正権による提案 (revision
commission proposal)、(1) 真面目な提案 (initiative petition)、(1)

(四) 州憲法改憲による提案 (constitutional convention proposal) である。

ただしこれは州憲法修正追加提案が、この二つ目の方法で提出されたものである。

それが最終的に修正案扱いなんだとは、州政府の提案が承認されたものである。

1) 例として、「Amendments to State Constitutions」, in Thomas C.

Marks, Jr., and John F. Cooper, *State Constitutional Law* (St. Paul: West,
1988), 264-75 などを。

(5) MacKaye, "California Proposition 63," 136.

(6) Norman Shunway [chairman of the board, U.S. English] to the author, letter,
30 Dec. 1992, "The Elections," NYT, 10 Nov. 1988, sec. 2, pp. 10, 12.

(7) "State Official Language Statutes," in Crawford, *Language Loyalies*, 132;
Schmalz, "Hispanic Influx Spurs Three Ballots on Language," NYT.

(8) "U.S. Court Allows Vote on Official Language," NYT, 13 Oct. 1988, p. 23.

(6) ジオ裁判の結果として、太字の「 11 ハー - ハーク・ターマー 」が州憲法

がめぐら社説を参照。 "U.S. Trying to Block Florida Vote on English," 3 Nov.

1988, p. 24; "English Proposal Says on the Florida Ballot," 6 Nov. 1988,
p.41; "Encourage English; Don't Force It," editorial, 7 Nov. 1988, p. 18;

"Appeal Is Rejected over Law in Florida on State Language," 4 July 1989,
p. 14.

(3) U.S. English Update File Facts [U.S. English] (Mar.-Apr. 1990); U.S. English Issues [U.S. English] (Apr. 1990); U.S. English Update, vol. 9, no. 2 (Mar.-Apr. 1991), 4; U.S. English Update, vol. 9, no. 4 (July-Aug. 1991), 1, 6;

Barringer, "Judge Nullifies Law," NYT; Richard E. Mooney, "English by Force," NYT, 18 Feb. 1990, sec. 4, p. 18; S. I. Hayakawa, "Common Language, Common Sense," NYT, 21 Feb. 1990, p. 25.
(4) "U.S. Supreme Court Hears English-Only Case," Japan Times, 6 Dec. 1996,
p. 5. ながく、ジオ「ハーネー・ハーヴィ」の経験による日本語での文書について
が、ハーネー・ハーヴィ、クローフォードによれば、本名恒行訳「移民社会アーヴィングの言
語事情—英語第一主義」と「語の統一」の問題の歴史」、ハヤカワ・ターマー、 19
94年 [原著 : James Crawford, *Hold Your Tongue: Bilingualism and the Politics of "English Only"* (Reading, Mass.: Addison-Wesley, 1992)] に于て
「第七章 言語の権利と権利の侵害」が用いられる。

(5) "Track Record: Control of the House," NYT, 10 Nov. 1994, p. B3.

(6) ハンクコッカチ田原による著書を参照されたい。 1995年7月にトマス・カド田
原著の *To Renew America* (New York: Harper Collins, 1995) は、回氏によ
り「トマス・カド田原」の著者名を掲載した。 1995年7月にトマス・カド田

(7) Bernard Weisbrot, "Dole Attacks Hollywood Wares as Undermining Social
Values," NYT, 1 June 1995, pp. A1, B10; Joe Klein, "The Art of Making the

Right Enemies," *Newsweek*, 12 June 1995, 18-19.

(3) Mauro E. Mujica [chairman of the board, U.S. English] to the author, letter, 30 July 1993; unitled leaflet mailed to the author by U.S. English along with Mujica's 30 July 1993 letter [on file with the author]; U.S. English Update, vol. 10, no. 3 (Fall 1993), 1, 8, "Watch Your Language," USA Weekend, 22-24 Oct. 1993, 16.

(3) "Gingrich Says English Must Be the 'Common Language'" *NYT*;

Gingrich, *To Renew America*, 159-62.

(70) "Dole Backs English as the Official Language of U.S.," *Japan Times*, 6 Sept.

1995, p. 7; 村野英一「英語の公用語化—米の大統領選で論争」

〔朝日新聞〕一九九六年三月一日。

(71) "House Backs English as Official U.S. Language," *Japan Times*, 3 Aug. 1996, p. 5. なお、この下院「英語公用語化法案」は上院での審議未了のままで結果廃案となつた。

参考資料

各州政府レベルにおける英語公用語化への動き（一覧）

一九九六年一月時点

- * アラバマー公用語化成立（一九九〇年の州憲法修正による）
アラスカ
- * アリゾナー公用語化成立（一九八八年の州憲法修正による）
アーヴィング
- * カリフォルニアー公用語化成立（一九八六年の州憲法修正による）
コロラドー公用語化成立（一九八八年の州憲法修正による）
コネチカット

デラウェア

* フロリダー公用語化成立（一九八八年の州憲法修正による）

* ジージアー公用語化成立（一九八六年の州議会決議による）

+ ハワイーバイリンガル政策（一九七八年の州憲法修正により、英語およびハワイ語が州の公用語）

アイダホ

* イリノイー公用語化成立（一九六九年の州法による）

* インディアナー公用語化成立（一九八四年の州法による）

アイオワ

カンザス

* ケンタッキーー公用語化成立（一九八四年の州法による）

* ルイジアナー公用語化成立（一九九一年から一九九五年までの間に制定された州法による）

メイン

メリーランド

マサチューセッツ

ミシガン

ミネソタ

* モンタナー公用語化成立（一九八七年から一九九五年までの間に制定された州法による）

モンタナ

* ネバダー公用語化成立（一九一〇年の州憲法修正による）

ネバダ

* ニューハンプシャーー公用語化成立（一九九一年から一九九五年までの間

に制定された州法による)

ニュージャージー

* ニューメキシコ多言語政策（一九八九年の州議会決議による）
ニューヨーク

* ノースカロライナー公用語化成立（一九八七年の州法による）
ノースダコター公用語化成立（一九八七年の州法による）

オハイオ

オクラホマ

* オレゴンー多言語政策（一九八九年の州法による）

ペンシルベニア

* サウスカロライナー公用語化成立（一九八七年の州法による）

* サウスダコター公用語化成立（一九九一年から一九九五年までの間に制定された州法による）

テキサス

* テネシーー公用語化成立（一九八四年の州法による）

ユタ

ヴアーモント

* ヴィージニアー公用語化成立（一九八一年の州法による）
* ワシントンー多言語政策（一九八九年の州法による）
ウェストヴァージニア

ワイオミング
ワイオミング

* 公用語化成立州—計二州

+ バイリンガル政策をとる州—計三州